

### 1. は じ め に

本章に取り上げた研究活動の学科等別自己評価は、次章の個人評価と対になっている。本来、研究活動の評価項目は、評価項目策定に際して一本のものとして設定されたが、実施に当たっては本章で取り上げるように、学科別に研究への取り組みを評価依頼する部分と個人でしかなし得ない個人評価部分とに分離して取り扱う方が妥当であることが判明した。

したがって、評価報告は、あらかじめ自己評価委員会において設けた評価項目に答える形でなされていて、読者は学科毎の研究への取り組みの微妙な違いを読みとることが出来よう。

## 2. 経　　済　　学　　科

### 1 大学・学科の理念・目的と研究課題の関連性

#### 社会の要請に対応した課題設定

近年、社会に占める経済活動の役割は大きく、その理解には経済学が不可欠であることは論を待たない。したがって、経済統計（実証性）と国際経済（国際性）に重点をおく本学科の研究は、その意味でも社会的に求められている。小樽商科大学、特に、経済学科に対する要請は益々強くなりつつある。

経済学科では、このような流れと、社会的な要請を考慮し、企業法学科コースの教官とともに平成4年12月、「ガットと農産物貿易の自由化」と題した国際シンポジウムを開催し、積極的に貢献してきた実績を持っている。シンポジウムの討議は、すべて英語で行われたことからもわかるように、コミュニケーションとしての語学の実践も兼ねている。勿論、このことは本学の創立以来の理念の一つである実学を意識した試みである。

さらに、平成6年7月には国際交流セミナーを経済学科で主催した。

このように、経済学科は国内・国際交流の必要性と重要性を認識し、実践してきた。

しかしながら、本学の理念のもう一つに真理の探求があるが、経済学科では、実学を意識しながらも、時流に流されずに基礎的で地味な理論の研究、歴史的アプローチによる経済分析もなされてきた。

この二つの中間に位置するのが、現実と理論のフィードバックをより強く意識している、応用経済学と呼ばれる科目群である。

各教官の個別及び共同研究の成果は、いずれも、著書の出版、内外の諸学術専門誌及び本学の『商学討究』への掲載という形で外部に公表してきた。

#### 教育向上に対応した課題設定

経済学そのものが国際的に通用する学問であることはよく知られている。この意味でも、経済学を学ぶ過程が国際人養成の目的にかなっていると思う。

教育向上に対応した課題設定については、各教官の自主性と工夫に基本的には委ねられている。勿論、緊密な関係をもつ科目においては、教官が相互に授業科目の内容についての打ち合わせを行う場合もある。

経済学科の科目のより詳しい内容については、紙幅の制約のため割愛する。

#### a. 学科カリキュラムと研究課題

経済学科の特徴の一つになってきた、実証性と国際性はスタッフの経験を見てもらえばわかる。外国の大学で博士号を取得した者は勿論のこと、ほとんどの教官が在外研究、海外研修、あるいは

は海外の学会での研究発表を行っている。

それ故、海外での研究・生活経験が豊富であるスタッフの考え方や方法論で参考になるものは、学科のカリキュラムの中に取り入れつつある。

経済学科では、歴史的研究では勿論のこと、理論的、応用的、実証的な研究分野においても、学会でのアップ・ツー・デイトなテーマに積極的に取り組む研究者も多い。

#### b. 国際人養成と研究課題

経済学科では、外国での博士号取得など海外留学の経験を生かして、英語による授業やゼミナールにおいて外国人留学生と海外留学を志す日本人のための教育を行う者もいる。また、外国人教官による英語使用の経済学特別講義もその目的にかなっている。

このような授業や、ゼミナールを通じて、生きた英語を学ぶだけでなく、専門的な経済学は勿論、文化的な内容を学んで欲しいと思う。また、内容を正しく伝えるコミュニケーションの方法を習得して欲しいと願っている。

#### c. 個性豊かな人材養成と研究課題

個性豊かな人材養成の問題は、日本の教育の根幹に関わることと思われる。

小・中・高校の初等・中等教育を通じて、最も重要視されるのは、知識の習得であるように感じられる。これは基礎的な能力の水準を高めるためには非常に有効な方法であり、無視してはいけないことである。先学の内容を十分理解してはじめて、新しい創造的な仕事や研究がなされるからである（それまで真理と信じられてきたことを否定することから生まれる研究なども先学の道程が不可避なことに気づく）。

これに対して、大学の教育の使命の一つに個性豊かな人材養成がある。いかなる仕事や研究にも継続性があるので、大学における教育のあり方としては、基礎的な知識に加え、できる限り高度な専門的知識を提供し、その過程で、学生個人の能力に応じた研究テーマを、たとえば、ゼミナールなどでの少人数教育により指導し、また、教官も一緒に学び、個性豊かな人材の育成に努めたいと思う。

経済学科では、高度な専門知識や判断力を持った人材の育成を目指している。したがって、学生は、自分の考えを正しく相手に伝えたり、説得したりする能力の涵養に努める必要がある。

## 2 研究会、共同研究などの学内・外交流

#### a. 学科の特質と研究会の現状、その問題点

本学における経済学研究は、従来9講座による専門教育科目21科目を担当するスタッフにより行われてきた。

基本的な構成は、経済理論、統計学、経済史、応用的各論からなる伝統的なものであった。しかし、既に、統計関連科目（統計学、経済統計学、数理統計学、計量経済学）と国際関連科目（国際経済論、貿易政策、国際金融論）が全体の3分の1を占めていて、この規模の学科としては、相対的に多く、実証性と国際性を重視する方向が示されていた。

平成2年度から始まった経済学科の改組にあたっては、従来の経済学科の特質を保持しながら、かつ、社会の要請に応えるべく、情報化と国際化に重点をおき、従来の9講座を「基礎経済学」と「応用経済学」の二大講座に統合した。

経済学科の教官には、外国で博士号を取得した人を含め、在外研究、海外研修など海外留学の経験が豊富な人材が多く、また、過去5年間、短期任用とはいえ、外国人スタッフを3名、研究メンバーに加えているので、共同研究の仕方には慣れている。

また、国内、海外の著名な研究者とも知己がある人が多い。経済学科では、このような人脈をよりよく生かして、一層の研究条件の向上につとめている。

経済学科のメンバーを中心とした「土曜研究会」は、本学の研究会の中でも、その継続性、研究水準の高さは学外にもよく知られている。このことは、論文を改善するためのコメントを求めて、学外から報告希望者が多くいることに現れており、ここ数年間にわたって、毎年10名前後が来樽し、「土曜研究会」で発表している。

また、「土曜研究会」主催で他大学（国内、国外を含む）の著名な研究者を招き、研究発表をお願いし、研究会メンバーの研究意欲の活性化及び論文作成の刺激に役立てている。

経済研究所を通じて、「土曜研究会」は、本学後援会より助成を受けてきた。この研究助成は有益であったことを特に指摘しておきたい。

他方、近年全学的に関心を集めている「高商研究会」の活動も経済学科のスタッフを中心に組織運営され、いろいろな成果を得てきている。

しかしながら、問題点として指摘しておきたい点がいくつかある。

- (1) 予算の制約のため、著名な研究者に対しても十分な謝金を提供できないことは、今後の研究上の交流をはかる上での妨げになる。現在は、科学研究費や本学後援会の助成金で運用されている。できることならば、学外からの希望報告者（研究会メンバーの推薦を受けた人）には、できる限りの謝金を払いたいと思う。
- (2) 学外からの報告者の場合は、研究会を開催する時間を確保することが、時として難しいことがある。学科別に授業時間割を組むことができれば、かなりの程度まで報告者の希望通りのスケジュールを組めるようになると思われる。

#### b. 学科間ならびに学外との共同研究の現状と問題点

共同研究が成り立つかどうかは、研究テーマに依存すると思われる。

経済学科の教官が、科学研究費による一般研究、特別研究、特定研究や学内共同研究を受けて、

課題研究に積極的に参加していることはよく知られている。

また、他大学の教官が研究代表者となっている科学研究費等の課題研究への参加実績もある。

### 3 研究成果の公表

#### a. 公表の機会は十分であるか

経済学科の教官は、いろいろな制約があるとはいえ、学内では『商学討究』および、経済研究所の「ディスカッション・ペーパー」シリーズに公表することができる。

勿論、著書の形での公刊や、レフリー付きの内外の専門学術誌に掲載することが可能である。

#### b. 不十分であれば、何が問題であり、何が必要か

『商学討究』の問題点の一つとして、一つの論文の分量の制約が言われて久しい。予算の制約が一番効いているものと思われる。

一般に、研究書の刊行が厳しい現在、本学後援会からの出版費助成は貴重である。

また、研究旅費を海外での学会報告に使えない点は不都合である。

### 4 研究費・補助金の調達、配分状況（学内、学外）

#### a. どのような現状にあるか

先にも触れたように、研究会の予算は、科学研究費及び後援会の助成金に依存している。

また、研究資金としては、個人が民間の研究費助成を受けた場合もある。一般的には、科学研究費、特定研究費や学内特別研究費を得ることに頼っているのが現状である。

経済学科では、学科共通の費用を控除した残額を各教官に配分しているが十分な額とは言えない。

#### b. 十分であり、公平に行われているか

研究費は十分とはいえないと思う。特に、単年度予算のため、高額な機器やソフトウェアを購入すると他の物品を購入することができなくなるのが現状である。

平成9年度から学科別入試を予定していることから、新しい予算配分方法が望まれる。

ただし、過去からの予算配分の継続性を考慮し、経済学科は、現在の配分方法を平成6年度は了承した。

### c. 不十分・不公平であれば、どう改善すればよいか

研究費の使途について制限が多すぎる。改善策としては、例えば、研究費と研究旅費の区分を撤廃することも検討されてよい。申請によって研究費を調達する場合、学内学外を問わず、採択・不採択の結果には、審査内容をつけて欲しい。

また、共同利用できるものについては、大学全体の予算でこれを手当する。例えば、情報処理センター内のソフトウェアの購入費など。

## 5 研究の国内・国際交流の機会

### 交流の機会は、満足し得るものであるか

国内の研究交流は、主に教官個人あるいは研究会単位で行われてきており、学科としての他大学との研究交流は無かった。教官個人あるいは研究会単位での交流においても、乏しい旅費や謝金が大きな制約となってきたことは否めない。

国際交流の面では、経済学科は国際交流委員会に積極的に協力してきた。従って、それに対する正当なベネフィットを得ても当然と考えるが、残念なことにそのような状態には至っていない。

また、外国人教官も短期の任用ではあるが3名を迎え、共同研究の成果も報告してきた。外国人教官を迎えたことは、学生にとっても、教官にとっても非常に良かったと思う。勿論、定員枠の拡充があれば、複数の外国人特別教官を採用したいと経済学科では考えている。

さらに、平成6年7月には国際交流セミナーを学科で主催した。

このように、経済学科は国内・国際交流の必要性と重要性を認識し、実践してきたが、次のような問題点を指摘したい。

予算が問題である。予算の問題が解決すれば、経済学科の教官のうち、大部分の人は外国での博士号取得や在外研究、海外研修などによる海外留学の経験が豊富であるため、海外の著名な研究者とも知己がある。このような人脈などをよりよく生かすことができれば、一層の研究条件の向上につながるであろうと思う。

## 6 学内研究施設の利用

### a. 研究を進めるための施設や情報は十分であるか

旧態依然とした図書館は、障害となっている。たとえば、データベースがあまり整備されていない。

b. 今後どんな施設が必要か

経済研究所の拡充発展が望まれる。

c. 人的要因の不足はないか、いかなる人的補助が必要か

平成5年度において、統計系の科目に教育補助教員の必要性が高いと指摘された。今年度もその点を指摘したい。ただ、汎用機でのSASの利用からパソコンでのPC SASの利用に変わったため操作は簡単になった。

d. 資料収集に困難はないか、いかなる解決策が考えられるか

困難がある。一つの方法はデータベースを充実させることである。

さらにコンピュータネットワークの利用である。ネットワークの利用には相互的な面があるので、情報提供のことも考えねばならない。

## 7 以上のはか、研究遂行に阻害要因となっている問題はなにか、その解決策はなにか

委員会の総数が多いこと、また、その会議の回数が多いことにともない、委員としての仕事が多くて負担になっている。

## 8 研究業績の評価

a. 評価をおこなう組織があるか

経済学科にはない。

b. 十分な評価がおこなわれているか

公表される研究成果は、常に社会（主に同じ専門分野の研究者）によって評価されている。

研究費や研究員の申請においても、研究業績は評価されてきた。

c. 欠陥があるとすれば、どうすればよいか

学科単位でよい評価が与えられた際に、学科が利益を受け取るシステムになつていいように思える。

学内外ともに「優れているところを伸ばそう」という考え方ではなく、「欠けている部分を補おう」とする考え方方が強い。

## 9 研究の教育への還元

### 大学教育と研究の関連性、現状と今後の課題

大学教育と研究の間には関連がまったくないとは考えにくい。ゆるい結びつきの場合もあるし緊密な場合もあると思われる。

経済学科の現状をいえば、学科内の研究成果に限らず、新しい研究成果の基礎的な部分は、講義やゼミナールの内容に反映されていると思う。

今後、授業科目をどのようにするかは教官各自及び経済学科として、たえず考えていかねばならない課題であると思う。

### 3. 商 学 科

#### 1 大学・学科の理念・目的と研究課題の関連性

社会の要請に対応した課題設定

教育向上に対応した課題設定

a. 学科カリキュラムと研究課題

b. 国際人養成と研究課題

c. 個性豊かな人材育成と研究課題

商学科の教官組織が負った研究課題が社会の要請に対応したものとなっているかどうかの判断は本学科の先学がなした業績を見るとき明らかである。室谷賢治郎は、創早期の日本経営学の基礎づけとなる業績を残し、伊藤森右衛門は、自らリーダーシップ論を構築しながら、北海道の産業経済の育成に大いなる貢献をなした。かかる実学と理論研究の伝統を持つ商学科の研究領域は、その研究対象とする実践領域別に自ずから商学、経営学、会計学の三つの講座構成へと分化発展してきた。

しかし留意せねばならないのは、本学科の志向性が実践にあるからといって、研究活動の在り方もすべて実践志向ではないということである。「北に一星あり」第1集に記した（32頁～34頁）ように、我々は、「実践と理論の統合」を希求してきたのである。むしろ、管理科学、企業法学という実学的分野を分立したことにより、実証的でありながら理論的であろうとする志向性に対する許容度を高めてきたといえよう。

かかる研究姿勢を前提として個々の教官の研究活動が自由な視野のもとに展開されており、学科とはいながら優に学部として自立し得る内容を保持するに至っている。その中にあって、自らの研究関心のもとに、地域行政に積極的に参画し、学識経験者の立場から、発言を行なうとか、地域の国際交流に指導力を発揮し、あるいは、地域の再開発の総合研究を行なうなど、社会に対する関わり、貢献はみるべきものを持つということが出来る。

#### 2 研究会、共同研究などの学内・外交流

a. 学科の特質と研究会の現状、その問題点

b. 学科間ならびに学外との共同研究の現状と問題点

研究会活動は学内外の二面で行なわれている。一つは学科内の研究会である。現在、学科を総

合した組織である商学研究会、それぞれの分科組織である会計研究会、経営研究会、マーケティング研究会、金融システム研究会が組織されている。これらは例会の形式で研究報告を行うとともに、共同研究遂行の受け皿の役割も果たしている。

こうした状況の下では、その分化傾向の故に異領域間の交流はむしろ停滞気味であり、パラダイムの転換が叫ばれている今日においては、マルチアプローチを享受し得る本学においては問題性をはらんでいるともいえる。

他方学外との共同研究は、それぞれの領域の学会の下部組織「部会」が組織されており、月例会を開催するとともに、毎年複数の研究プロジェクトを実施している。

例えば、マーケティング研究会内に「卸売流通研究会」を組織し、国内の研究者と共同研究を遂行したり、会計研究会が会員の研究成果を刊行する、などを挙げることが出来る。

### 3 研究成果の公表

- a. 公表の機会は十分であるか
- b. 不十分であれば、何が問題であり、何が必要か

研究成果の公表の機会は、『商学討究』及び経済研究所のディスカッション・ペーパーが主たるものであるが、十分であるとは言えないだろう。第1に、予算制約のため紀要への掲載数・分量が制約されている。したがって、公表の機会が制約され、掲載時でも枚数に制約がある。この傾向は本学の教官人員が増加する今後ますます強まると予想される。第2に、紀要への掲載は主に純粋な学術論文に限定される傾向にある。このため、例えば分量の多い研究ノート的性格のもの、調査研究の結果を取りまとめた報告書などの類のものなど、いわば学術論文への橋渡しをするために利用できる成果公表手段がきわめて限られている。

また研究成果を一般向けに読み易くして公表することを含めて、他大学で公刊している研究年報や機関誌を体系化する必要があるが、現在の段階ではその動きはみられない。

### 4 研究費・補助費の調達、配分状況（学内、学外）

- a. どのような現状にあるか
- b. 十分であり、公平に行われているか
- c. 不十分・不公平であれば、どう改善すればよいか

### (1) 研究費の学内配分状況

校費予算研究費の配分に関しては、研究費それ自体がきわめて貧弱な水準であることは指摘せざるをえない。さらに加えて、配分されたそのような研究費の中から、教育費に相当するものの支出がなされている。また、学会組織の分化が進行しているなかで、年2回の出張で消費してしまう研究旅費は、決定的に不足していると言わざるをえない。

また、校費研究費以外の特定研究、教育研究学内特別経費など選考基準が公表されず、透明とはなっていない。

### (2) 学外研究補助費：科研費など

現在、学科においては教育・研究特別経費、特定経費でそれぞれ年平均2百万円程度の配分を受けているが、これはいずれもグループでのプロジェクトであり、年額30～40万円の個人研究費配分の不足を補うには、量的、機会的に不十分といわざるを得ない。

科研費については、昭和60～63年度にかけて総額1,020万円のプロジェクトを実施した実績を持ち、今年度においては国際学術研究において520万円の補助を受けている。それ以外には、2、3の少額の個別配分がみられたに留まる。これをみると、国内的にみた場合、研究領域によっては、審査員や、選考基準など重要な情報が得られる分野と全く無い分野とがあり、情報の粗密が配分の差となって現われるといった科学研究費配分の状況に差があり、地方大学の差別的状況を生み出していると考えざるをえない。

また、科研費が、単年度配分で配分決定の時期的な遅れのある現状では、実質的な研究環境を形成しているとはいえない。複年度予算執行が望まれる。

## 5 研究の国内・国際交流の機会

### 交流の機会は、満足し得るものであるか

従来、本学における研究者の国際交流は、基本的な交流制度を持たないが故に、貧弱なものであった。しかし、その中にあって、留学時の人脈を活かしての海外研究者招聘、外国人特別講義の開設など努力してきた。近年、国内研究者の招聘による研究会の開催、海外の学会などの国際会議への出席などに大学後援会基金による補助を受けることが出来るようになったが、それでも基金補助には提携大学間の研究交流が制度化されておらず、基金の予算制約から研究交流の実を生み出している。

## 6 学内研究施設の利用

- a. 研究を進めるための施設や情報は十分であるか
- b. 今後どんな施設が必要か
- c. 人的要員の不足はないか、如何なる人的補助が必要か
- d. 資料収集に困難はないか、如何なる解決策が考えられるか

研究分野の中でも実証研究を志向する場合、1次資料からのデータの抽出利用、新聞記事クリッピングなど共同研究室・資料調査室の必要性は大である。また、情報処理機器および各種データバンク利用等マルチメディア利用に関連しては、機器設備面での充足の他に、それらのシステムの利用を促進するためのサポート体制が必要となるであろう。

## 7 以上のほか、研究遂行に阻害要因となっている問題は何か、その解決策は何か

学内行政（委員会など）・事務処理に関わる事項が多すぎる。研究活動に割くべき時間を削られる。またそればかりではなく、事務処理などに精神的負担を強いられる結果、研究に対する意欲をも損なう可能性がある。

一方、外国人大学院生、研究生の増加は、その日本語能力の欠如の故に、担当教官の多大なる指導負担となっている。

## 8 研究業績の評価

- a. 評価を行う組織があるか
- b. 十分な評価が行われているか
- c. 欠陥があるとすれば、どうすればよいか

研究者の業績評価は、短期的視点においてのみ行なわれてはならない。又、計量的な評価基準の導入は、不適当であると考えられる。従って、現状においては、研究の自由の原則から、業績評価は自己診断に任せられている。

一方、組織的には、上記研究会組織への対応状況においては、比較的密接な研究分野にあるメンバー間で研究業績に関わる意見交換が行なわれており、おのずと学会上の評価がなされているといえる。

## 9 研究の教育への還元

### 大学教育と研究の関連性、現状と今後の課題

学部学生教育が、量的に比重を占めている現状では、ゼミナール学生指導に研究活動の成果が直接的に反映している。

学生の国際人養成という課題に際しては、常なる国際状況に関する学生意識の刺激を図るだけではなく、研究留学で芽生えた交流人脈を活かして、外国人特殊講義に招聘するなどの措置を重ねてきた。

本学科では、本年度から学生間のインナーゼミ開催を企画し、経済研究所の懸賞論文に積極的に応募させるなど、学生の自己啓発、能力開発に積極的に参画し、研究の第1線レベルに触れる学的興奮の機会を常に刺激してきた。今後もさらに増大させていく必要性は益々大である。

## 4. 企 業 法 学 科

### 1-1 大学・学科の理念・目的と研究課題の関連性

まず、本学の理念ないし目的なるものについては、これを一口に規定するのは難しいが、おそらくは、健全な良識と十分な教養を備えかつ実社会で活躍できる専門知識も身につけた人材を育成すること、および、学問的に有意義であり実社会にも幅広く有益となる研究をすること、の2点にあると思われる。これはおよそ大学であるかぎり一般的にいえることであり、本学が商学部単科大学といつても大学である以上はやはり妥当することである。大学は最高学府であり、教育機関であると同時に研究機関でなければならない。その際、もしも理念・目的が、ただある特定分野の専門知識だけの教育や、もっぱら目先の実用性だけに着目した問題の研究にあるとしたら、それは巷間よく見られる専門学校やなんらかの組織の付属研究機関と同列になってしまう。本学は商学部単科大学であり、その理念・目的として「実業界に貢献できる人材育成および研究」といったことが言われがちであるが、それがただ実業的専門知識の教育ともっぱら実業的有用性の見地のみの研究に限る意味だとしたら、本学の独自の存在意義はない。単に専門知識だけでなく市民・社会人としての良識と教養も培う教育機関であり、また研究の社会的有用性といつても特定の卑近なそれではなく広範な視野に立って基礎的な部分も含めて総合的な研究を行う研究機関であってこそ、大学である。これらの点を理念・目的としてこそ、本学は、商のカラーを特色としつつも決して単なる商業専門学校や企業付属研究機関と同次元ではないという独自性を獲得保持することになる。

その本学にあって、我々企業法学科は、法学的素養により実社会に貢献できる人材の育成と法学全般の研究を理念・目的として、当初商業学科経営法学コースとして出発し、後に学科に昇格して今に至っている。

まず教育機関としての本学科の意義を述べれば、法学は、これを直接に活かす職業として種々の専門職があり、あるいは各種公務員など法的知識を要求する職種もあるが、その意義はこれにつきるものではない。法治国家において、国家機構から各社会的・経済的活動さらには個人生活に至るまで、あらゆる領域の基盤を形成し規定するものが法である。要資格専門職に就かない場合でも、各人が働くそれぞれの職業分野にはそれを規定する法があり、その知識は職業人として直接・間接に活かされることになる。またもとより、主権者としてあるいは個人として、あらゆる生活領域において法的知識は有用となる。法は実社会の全体に関わるものだからである。さらに、法学の効用は、ただ実社会の各領域についての知識にとどまるものでもない。法学は価値観と論理の学問であるから、その素養を習得することは、複雑高度な現代社会において、次々と未知の領域や新たな問題に直面した際にも適切な判断ができる高度な思考力を養うことにもなる。むしろ、特定の分野についての固定した知識よりも、どのような場面にも融通応用しうる成熟し

た思考力を養う点にこそ、法学教育の真価があるといつてもよい。だからこそ、全国の大学でおよそ社会科学分野を有するところでは、法律専門家輩出数の多少にかかわらず、必ずといってよいほど法学教育がなされている。要するに、法学は、実学であると同時に、成熟した市民・社会人としての豊かな教養識見の育成にも役立つものであり、それは本学の大学としての教育上の理念・目的にもまさにかなう。法学教育のこのような意義に鑑み、本学科は、位置付け・名称は商学部内の企業法学科であるが、企業関連法のみにとどめず、広く法領域全般を教育する機関となっている。

本学科の研究機関としての意義も、企業関連法のみにとどめず広く法領域全般を研究する機関であるという点にある。研究は、今述べたような広範な法学教育の基礎をなすものであり、広範な領域が要求される。また、上述のような大学での研究機関としての役割により、ただ企業関連法のみの研究では不備となる。法学の各専門分野はそれぞれ実社会の各領域を扱うものであるが、その各領域は互いに切り離されたものではなく根底において関わり合うものであって、法学の各専門は結局は実社会という一つの実体に対してそれぞれの断面からそれぞれの観点でアプローチするものである。実社会のある一つの局面をとっても、それに関わる法領域は決して一つではなく、直接間接にさまざまな法領域が関わりをもっている。企業活動・経済活動もそうである。そこに関わる法領域は、ただ商法や民法ばかりでなく、労働法や経済法、知的財産権法もあるし、憲法、行政法、訴訟法、刑事法、国際法までも関わりうる。そして大学の研究機関としては、単なる表層的・断片的な研究ではなく、より根底的な部分から広範に研究することで対応しなければならない。

このようにして、本学科は、名称は企業法学科ながら、教育においても研究においても全法領域を扱うものとなっている。それは实际上も、道内では北大を除いて唯一の総合的法学教育研究機関を擁する国立大学として、本学の存在意義を高めているといえよう。

## 1 - 2 社会の要請に対応した課題設定

社会が本学科に何を求めているかは、実際のところこれを知る確たる術はない。もしわかったとしても、それに「対応」して研究課題を設定すべきとは必ずしもいえない。

今ここでいえることは、本学科は社会に対して上述のような理念・目的に沿った教育・研究を提供すべきと考えているということである。すなわち、単なる専門知識のみではなく健全な良識と十分な教養も身につけた人材を育成し、また、学問的に有意義であり実社会にも幅広く有益となる研究をすることである。研究についていえば、本学科は、法律の全領域につき、基礎的な部分も含めた広範な研究活動を続けてゆく。もちろん、新しい問題、時事的・先端的問題も扱うが、それのみに限ることはしない。それは、上記のような研究機関としての役割のためである。また、

法というものの性質による面もある。法は社会統制手段であり、社会に対して働きかけるものである。また、統制といつても基底的大枠の規定にすぎず、その範囲内で自由な社会活動を実現するためには大枠を規定するものである。少なくとも、社会のその時々の表面的な要請によって簡単に変わるものではないのが法であり、その法を研究する法学もまたしかりである。新しい問題、時事的・先端的問題も、そうでない問題も、全て常に研究する必要がある。社会の要請なるものがいかなるものか判然としないが、少なくとも、社会のその時々の表面的な要請のようなものによって研究対象が限定されるような必然性は、法学に関しては存在しない。

なお、付言すれば、「社会の要請」なるものが語られることが往々にしてあるが、それに応じてその都度方針を特定したり変えたりするような態度が、一般論としても大学の研究機関としてふさわしいのかどうか、疑問である。むしろ、いつの時代にも通用する確固とした基本路線を見定め、堅持すること、社会に応じて大学が変わるのでなく大学の方が社会に働きかけることこそが、重要ではないだろうか。

### 1-3 教育向上に対応した課題設定

当然のことであるが、大学の研究は教育と無関係ではない。研究の成果は、常に教育内容に反映されなければならない。法律学は、国内外で起こっている社会経済問題に目を向け、それらが法律学に投げかけている課題を汲み取り、法的な解決方法や理論を追求する学問である。このような研究を通じて、法律学が目指すものは、社会秩序の維持であり、多くの人々が共有する価値観・公共の福祉の実現であり、あるいはまた人権の擁護などである。われわれは、常に教育の場でこのような法律学の課題について語りかけている。

したがって、常に研究を前進させることが、教育の質を維持することにつながるのであり、向上のために特別な課題を設定するということはありえない。

#### 1-3-a 学科カリキュラムと研究課題

本学科は上記のように法学全般の教育研究を旨としており、教官や科目の陣容もこれに沿って拡充してきたが、現在のところはまだ不足もある。現在科目を前提にして言えば、教育効果の観点から、一部の科目について配当年次を下げたり、ゼミの開始年度を早めたりすることを検討することも必要ではないかと思われる。

#### 1-3-b 国際人養成と研究課題

「国際人」とは、近年よく使われる言葉であるが判然としない。国際人なるものの意味や条件について語ることなしにこの問題に答えることは難しいが、その点は措いて、さしあたり次のよ

うに答えたい。

1-3で述べたとおり、企業法学科では、教育向上のための特別な研究課題を設定することはない。国際人養成の場合も同様であり、国際人養成と研究課題には直接的な関係はないと言わざるをえない。ただし、われわれが、研究の成果を教育の場で実践することにより、教育を通じて、間接的に、国際人なるものの養成に寄与していると言うことができる。すなわち、次の二点である。

- a. 法律学の科目の中には、国際的な事象、法律問題を取り扱うものがあり（例えば、国際法、国際経済法、国際取引法、比較法）、わが学科の特徴である。学生は、これらの科目を通じて、国際法の仕組み、国際的な紛争の解決方法・ルール、外国の法制度を学ぶことができ、国際的な問題への関心を養うきっかけとなる。
- b. 法律学を勉強することの効用は、単に法律の知識を得ることだけではなく、問題を把握する能力、論理的な思考能力、説得の技術、あるいは種々の考慮要素に序列をつけながらバランスのある解決方法を発見する能力などを養うことにもある。このような能力は、外国や外国人との交渉において必要とされるものであれば、法律学はこの点で貢献できるだろう。

#### 1-3-c 個性豊かな人材養成と研究課題

学生の個性は教育あるいは、個人の問題であって、研究課題の設定とは本来無関係であると答えるほかない。

### 2 研究会、共同研究などの学内・外交流

#### 2-a 学科の特質と研究会の現状、その問題点

企業法学科では、学科全員の共同研究会のようなものは従来存在しなかった。法律学は各専門分野の独立性が相対的に高いので、このような研究会を維持するのは困難である。しかし、自学科内に自前の研究会をもつことは、研究上の相互研鑽に役立つし、とりわけ本学科も大学院をもつようになった現在、大学院運営・院生教育という観点でも、必要性が高まってきているといえよう。

学科全体での共同研究は無理でも、分野を同じくする数人の単位でなら、共同研究や研究会は一応可能である。定員の問題も絡るので難しいことであるが、総合的法学教育研究機関としての本学科は、教官構成の一層の充実も図らなければならないであろう。今後の課題である。

#### 2-b 学科間ならびに学外との共同研究の現状と問題点

本学は経済学、経営学、法律学、社会情報学の研究者が一つの学部に所属し、自由に交流・議

論する環境が整っている。本学における研究上の最大の特徴であり利点である。この利点が十分に生かされることが望まれる。

学科間での共同研究というものは、これまでなかったが（そのようなことは極めて困難である）、企業法学科の個々の教官が他学科の教官と共同で研究することはこれまでたびたび行われてきた。ただし、企業法学科の中には、経済学、経営学との学際的研究が容易なものとそうでないものがあることはやむをえない。

また、本学科の多くの教官は日常的に札幌一主として北大一の研究会（札幌・小樽圏の法学部の研究者が参加する札幌の研究会）に参加している。本学科が主体となって研究会を開催し学外から参加を募るということは、事実上、期し難い。それは、小樽という地理的条件によるほかに、主要な法分野においては、すでに、札幌を中心に各大学の研究者が集まって研究を催すという体制が出来上がっていることによる。その他、道外の研究者と共同研究を行うこともあり、その際には地理的な問題から本学科の教官の方が本州の方に出向いていくことにならざるを得ないが、出張費などで限界がある。出張費の大幅な増額が必要といえるだろう。

### 3 研究成果の公表

研究成果の公表については、本学の商学討究、外部の一般法律雑誌などに寄稿できるので、機会は十分といえる。

### 4 研究費・補助費の調達、配分状況（学内、学外）

まず、学外からの費用調達については、主なものは科研費ということになろうが、手続が煩雑であるし必ず採択される保証もないで、これを研究費の安定的補助財源と考えることはできない。学内研究費が足りなければ外部から調達せよとする声もあるが、本筋は、学内研究費の充実により、恒常に研究費を保障することである。

その学内の研究予算については、本学科は到底十分ではないし、学内配分は公平を欠き、改善を必要と考える。

### 5 研究の国内・国際交流の機会：交流の機会は、満足し得るものであるか

研究の交流は、国内・国際とも、十分とはいひ難い。もっとも、そのいずれについても、本学

・本学科が主催し招待するというのは本学の地理的・設備的面から現実的ではなく、本学科教官の方が出向いて参加するという形をとることになるが、すると問題は出張旅費ということになる。2-bで触れたこととも重なるが、本学の場合はとくに出張費の面を手厚くすることが必要と思われる。

## 6 学内研究施設の利用

- a 研究を進めるための施設や情報は十分であるか
- b 今後どんな施設が必要か
- c 人的要員の不足はないか、如何なる人的補助が必要か
- d 資料収集に困難はないか、如何なる解決策が考えられるか

法学研究には膨大な文献が必要であるが、本学では現在、文献は全て図書館に集中されている。そのため、簡単な調べ物をするにさえいちいち図書館へ行かねばならない、資料を学生と共に用せねばならない、発注した資料が納本されてから整理され稼働状態になるまでしばしば長期間（数ヶ月といった）がかかるため迅速な利用ができない、などの不自由がある。

しかし他学では通常、専門各系ごとに（つまり通常は学部別に）、教官専用の「専門資料室」を設け、そこに専属の職員を配置している。すなわち、高度な専門資料、頻繁に必要な資料は専門資料室に所蔵するようにし、コピー機やファックスも備え付け、専属職員により資料の管理や迅速な発注・整理、各教官の図書予算管理などがなされることで、教官の研究の便宜を図っているのである。本学科としても、このような専門職員を配した学科用専門資料室の設置がぜひとも望ましいと考える。

また、ある資料が緊急に必要な場合には、東京などへの出張の折に購入してくる、知人に頼んで購入・郵送してもらう、などすることも多いが、そのようにやむをえず当座私費で調達した資料につき、事後に研究費で処理できるようにすることも、資料収集の便宜改善として望ましいものと思う。

## 7 以上のほか、研究遂行に阻害要因となっている問題はなにか、その解決策は何か

まず挙げるべきものとして、授業負担の問題がある。本学のいわゆる「専門」の教官の授業関係の負担は相当のものになっている。昼間コースおよび夜間主コースの、講義、ゼミ、そして大学院の講義、指導、これに各種の会議も加わって、平常の授業期間内は研究を進めることができ

く困難となっており、夕方以降や休日などプライベートな時間を犠牲にするか、授業がなく入試業務などにも煩わされない夏期休業期間にまとめて行うしかるのが実情である。授業関係の負担減少を図ることが早急に必要であろう。授業期間を短縮する、ゼミの規模を縮小する、非常勤講師の大幅活用を可能にする、などである。

また、2-aでも触れたように、教官構成上の問題として、教官が1人しかいない分野があり、そのような分野では、学内研究会を組めない、日常的な相互研鑽に欠けるなど、研究上好ましくない状態になっている。教官構成の一層の充実が必要であるといえる。

## 8 研究業績の評価

本学科には、各教官の研究業績の評価を行う組織や制度はない。また、今後そのようなものを設ける必要もないと考える。上述のように、法学は各専門分野の独立性が強いものであり、分野の異なる教官に研究業績評価をせよといっても、その研究の内容や程度を適切に評価するのは困難である。それでも評価を行わねばならないとなれば、数やボリュームなど形式的な評価にならざるをえなくなり、粗製乱造を招くなど弊害も予想される。もちろん、2-aで述べたように、本学科においても、現在でも教官が複数いる分野が多いし、将来的には、各分野とも複数教官体制となり、同分野の教官による研究業績の実質的評価までもが一般的に可能となるときがくるかもしれない。だが、そうなったとしても、学科内の研究業績評価システムを設ける必要があるとは思われない。それはいわば日常的相互監視システムを敷くことを意味し、相互研鑽による研究促進効果の面もありうるもの、研究の自由で自主的な展開を阻害する弊害もまた予想されるからである。研究については、外側からの拘束や強制は好ましくなく、あくまで教官個々の良心と自主性に委ねられるべきであると考える。

## 9 研究の教育への還元：大学教育と研究の関連性、現状と今後の課題

1-3でも述べたことをここで再度指摘したい。

## 5. 社会情報学科

### 1 大学・学科の理念・目的と研究課題の関連性

社会の要請に対応した課題設定

教育向上に対応した課題設定

#### a. 学科カリキュラムと研究課題

社会情報学科は、企業および公的組織などの経営・管理において発生する問題を、システム指向を用いた科学的な方法と情報技術を活用して合理的に解決する方策について研究と教育を行なっている。それを遂行するために3つの講座が準備されている。

- (1) 「計画科学」(複雑な組織や活動を分析し、目的に合ったシステムを構成したり、目的を遂げるために資源や労力を節約し、最も無理のない方策を見いだす科学、都市計画や人口問題などを対象とする環境計画も含む)
- (2) 「組織と情報」(企業の生産、流通、販売、管理などの様々な情報システムが組織において果たしている役割などを扱う科学、私的企業とは異なった目標と特徴を持った政府自治体その他の公的組織体の経営システムも含む)
- (3) 「社会と情報」(情報の収集・蓄積・処理・判断・通信に関して体系的に研究する科学、人間の知識をテーマにした認知科学も含む)である。

社会情報学科に所属している各教官は所属する講座の目的を果たすべく、自分の個性に合った研究課題を設定し、研究と教育に努力している。

#### b. 国際人養成と研究課題

#### c. 個性豊かな人材養成と研究課題

後の9で述べるように研究課題を直接教育向上に対応させることは困難であるので、結局、学科として国際人養成と、個性豊かな人材養成に何をなし得るかが問題となる。大人数教育では無理だが、ゼミ生、大学院生をきめ細かく指導する際には相手の個性を尊重する必要があり、個性豊かな人材育成に寄与することは勿論である。また、昨今、米国ではスーパーハイウェイ構想などが叫ばれ、国内でも光ファイバー網整備などが急務とされてくるとともに、「インターネット」なる言葉も日常に聞くようになってきた。本学においても、学内LANの光ファイバー化が平成6年11月に完了し、対外回線も増強された。これら先端技術に対する研究・指導を積極的に取り組んでいけば国際人養成に大いに寄与すると思われる。

## 2 研究会、共同研究など学内・外交流

### a. 学科の特質と研究会の現状、その問題点

学科内の教官の研究テーマは多岐にわたり共通の話題に欠き、現在のところ各教官が所属するさまざまな学会での研究会に依存している状態で、学内での研究会は開催していない。しかし、暫くすると社会情報学科の全スタッフが揃うので、そろそろ学内研究会を開くことを検討中である。

学内、特に学科内の日本オペレーションズ・リサーチ学会の会員の教官を中心に研究発表会の全国大会を開催したことがある。また、平成8年春にも開催予定である。

### b. 学科間ならびに学外との共同研究の現状と問題点

各教官主体で各学会及びその支部でいろいろな交流が行われている。また、企業との共同研究、委託研究も活発に行われている。しかし、委託研究の場合、国庫に30%近くもとられるので問題である。

## 3 研究成果の公表

### a. 公表の機会は十分であるか

公表の機会は教官の所属する各学会等、十分であるが、bのような問題点もある。

### b. 不十分であれば、何が問題であり、何が必要か

問題点は旅費が限られているので、複数の学会に所属している場合、全国大会に十分参加できることである。また、多くの教官が所属している「情報処理学会」、「電子情報通信学会」等は論文掲載に数万から十数万かかるところもあり、これが大きな制約になっている。現在、後援会基金の支援は国際交流に多くを割いているが、出版事業を支援する必要があるのではないか。本学紀要である『商学討究』の大きさが図や表を入れるには小さすぎるので、A4またはB5版に変更する必要がある。

## 4 研究費・補助費の調達、配分状況（学内、学外）

### a. どのような現状にあるか

### b. 十分であり、公平に行われているか

学内配分は過去の経緯のため研究遂行に十分な予算の配分はない。科学研究費補助金に関しては、学科内の多くの教官の専門分野が学際的で比較的新しいために、既存の細目表に該当する領域がなく、申請時に困るのが現状である。新しい研究分野にも対応でき、時代の要請に応じた細目表の作成が望まれる。

c. 不十分・不公平であれば、どう改善すればよいか

学内予算配分の適正化が早急に望まれる。

## 5 研究の国内・国際交流の機会

交流の機会は、満足し得るものであるか

3と関連するが、機会はあるが旅費の関係で実際には出席できず結果として不十分となっている。後援会基金の更なる支援を期待したい。

## 6 学内研究施設の利用

a. 研究を進めるための施設や情報は十分であるか

例えば、情報処理センターで専門的なサービスを受けたいが、その専門的なサービスを行う人員がセンターに不足しているため、結局、センターからサービスを受けられない状況があるのではないか？センター所属の専門的なことに対処する人員の補充が望まれる。

b. 今後どんな施設が必要か

c. 人的要員の不足はないか、如何なる人的補助が必要か

学科の事務的なことは本来われわれ教官に処理させるべきでないと思われる。少なくとも、学科の事務室、及び人員（学科長の秘書、または事務官（補佐）等）を整備して現在の事務処理にたいする負担を軽減すべきである。

d. 資料収集に困難はないか、如何なる解決策が考えられるか

書籍や雑誌を通じて情報を得る以外に、昨今、学術情報センター等、オンラインデータベースの利用を通じて情報を収集するとか、CD-ROMを購入する等の事態が起っている。これら新しい事態に対処できる予算的処置、CD-ROMの購入主体、運用、利用形態の全学的合意、等が必要な時期と思われる。

## 7 以上のほか、研究遂行に阻害要因となっている問題は何か、その解決策は何か

委員会が多すぎて大学教官本来の研究、教育に利用できる時間が物理的に不足している。学科全体の研究を支援する実験室が現在はない状態である。また、各教官の研究室の電気容量とコンセントの数が不足している。昨今、研究を行う上での最低限必要な設備としてFaxや留守番電話が登場している。これらの設置に関して（ダイヤルインの早期実施も）前向きに対処すべきである。

教官間の研究テーマが多岐にわたることに加え、多数の教官が3つ以上の学会に所属している。そのため各教官の学会費の負担が多い。何かの形で補助は得られないものだろうか？

現在、外国人留学生の対応に関して担当教官の教育以外の雑務負担を強いている部分がある。しかし、これは全学的問題として捉える必要がある。

## 8 研究業績の評価

- a. 評価を行う組織があるか
- b. 十分な評価が行われているか
- c. 欠陥があるとすれば、どうすればよいか

専門性が要求される研究業績の評価を行うのは一つの大学では無理であり、各教官が所属している学会が行うべきものである。本学として可能なことは、現在も行われている、商学討究での学会活動（掲載論文、学会発表、等）の把握位であろう。

## 9 研究の教育への還元

大学教育はその分野で、ある程度通説になった事柄の教育と見なされる。従って、新しいアイデアの提供を目指すもの、また、既存の通説を批判的に検討しようとしている研究テーマの場合、直接に教育へ還元することは不可能であり、その要点を講義、ゼミの時に適宜入れていく以外に方法はないと思われる。今後、大学院の優秀な学生が増えれば、共同研究も考えられる。

## 6. 一般教育等

### 1. 大学・学科の理念・目的と研究課題の関連性

本学の一般教育系に関する理念として、基本的にあげられている事項として、幅広く、深い教養と豊かな人間性を身につけるということがある。これはかなり理想的で抽象的な理念といえ、これらの全てを達成するには困難性があるが、“かつ”、“あるいは”と考えることができる。

一般教育系の研究者のおおよその認識は、研究自体に独自性があるのであり、始めにまず特定の理念があって、研究課題を設定しているわけではない。研究の過程や成果の中から、理念に合致する方向性が生じ、同時に社会性、国際性、個性の啓発に寄与する教育がなされて来たであろう。

#### ○社会の要請に対応した研究課題

この問題に対する研究課題の設定を強く考えている者はあまりない。しかし、歴史学、哲学、保健体育などの科目ではやや積極的に意識されている。これはまた、大学における研究の普遍性をめざすものもある。また、個々の研究教育を改善してきた結果として、社会学、教育学、文学などで実践されている。もちろん、一般教育系は、従来から、非常に幅の広い学問領域を包含しているため、一定の大学の理念を越えた課題設定が存在することも当然である。

社会の要請を特定のものに限定すれば、元来それに適合する分野と、すぐには直接関わりがない領域とがある。一般教育系にはこのような評価項目になじまない分野が比較的に多いことは、学問の歴史上当然のこととも言えよう。このことだけで、多様な科目の要、不要を即断するには慎重であるべきである。

#### a. 学科カリキュラムと研究課題

一般教育課程のカリキュラムは多様性をめざして、現在検討中であり、このなかで教育用の研究を考えているものがある。一定の方向への研究体制の組織化にはさらに真剣な論議が必要である。

#### b. 国際人養成と研究課題

国際人の養成に直接関わる研究は一般教育系では少ないので現状であるが、日本の歴史や文化をふまえることが眞の国際関係には重要であるから、間接的にではあるが、寄与するところがある。

## 2. 研究会、共同研究などの学内・外交流

### a. 学科の特質と研究会の現状

各教官がそれぞれに違った専門を有する一般教育系の特質からして、学科全体に及ぶ研究会は生じにくい現状にある。ただし、例外的に、歴史的な研究の場として、「史（ふみ）の会」および「高商研究会」が存在し、これらは、史学関係専攻の教官以外からも若干名の参加者を集めている。学内研究会に関する問題点としては、研究会の存在についての情報が不足していること、各教官の研究分野の違いからそもそも共同研究が困難であること、同じ理由から、たとえ研究会が存在したにしても参加が躊躇されること、等が挙げられている。

### b. 学科間ならびに学外との共同研究の現状と問題点

前項に記したのと同じ理由から、当然、他学科との間での共同研究も容易でない。（ただし個人レベルでなら、上記の「史の会」「高商研究会」のように、他学科の教官が参加する研究会が存在しないわけではない。）したがって、研究上の交流の中心は、大部分の教官にとって、各自が所属する学会および研究会という、学外との共同研究の場となる。その際の問題点として、一部の教官からは旅費の不足ということが指摘されている。すなわち、学会および研究会の開催地はほとんどが東京ないしはその近郊であるのに、旅費は一律であるため、すべてに参加すると自己負担が余りに多額に上り、したがって、止むを得ず参加回数を制限しなければならない、というのである。

## 3. 研究成果の公表

公表の場については、不十分であるという意見は一つもなく、全教官が十分であるとの回答、ないし、それに近い回答を示している。具体的な公表の場は、各教官の所属する学会（欧米の学会を含めて）発行の学会誌、学会・研究会での口頭発表、学内紀要である『人文研究』、等である。その他、個別に著書を刊行する教官もある。

なお、問題点とまでは言えないが、一部の自然科学系教官からは、学内紀要への投稿には若干戸惑いが感じられる旨、報告されている。これは、当該分野においては論文として評価を受けるためには審査の通過が必須であること、紀要の名称が『人文研究』であること、版の大きさの上から図版の挿入が困難であること、等の理由によっている。

#### 4. 研究費・補助費の調達、配分状況（学外、学内）

一般教育系教官の構成は17名であり、教官の研究分野は広範で、人文科学系、社会科学系、自然科学系、保健・体育系教官に大別することができる。一般教育系の平成6年度の研究費当初配分額は、昨年度実績と比較すると極端な減額となった。これは現在予算委員会で審議途中の学内研究費配分の見直しによるもので、今年度は暫定額である。本学の研究費配分の見直しが始まってから1年になろうとしているが、いまだに配分方法の結論が見いだせない。本学は教官一人当たりの積算校費が少ない非実験系の教官を多く抱える文科系大学であるため、全学的に必要な経費の割合が高くなり、これらを除いたのちに個人に配当される研究費は大幅に減額されることが最大の理由であろう。

一般教育系は、医学、自然科学、体育、心理学、社会学など、もともと多額の研究費を必要とする実験系教官や、哲学、文学、歴史学、教育学などの非実験系の教官の集まりであり、このように広範な研究分野をかかえる一般教育系では、配分予算に対する充足度は各教官まちまちである。

教官の意見の一部を列記すると、「実験器具、用具が高価であり研究費配分額の増額を望みたい」、「部分的な研究は当てがいの研究費で可能であるが、多くの研究費を必要とするのだが十分な成果をあげていると認められる研究については、設備費、研究費を手厚くすべきである」、「現状の研究費では金額が中途半端であるため研究の要である研究機器の整備がまったくできない。そのため学外の共同プロジェクトからの援助によってかろうじて研究活動をしている」（以上実験系教官）、「研究費が足りないため雑誌が十分に買えない」、「研究用図書を私費で購入する割合が多い」、「十分であるとは思わない、学外の研究費は一般教育に所属していると取得しづらい」、「研究費、研究施設が不足している」、「一般教育に所属しているため、高価な資料等の研究費での入手は、本学の性格にそぐわないので断念している」（以上非実験系教官）等である。本年度の配分額でおおむね満足していると答えたのは3名の非実験系教官のみであった。

一般教育系の研究費補助金採用状況について記す。まず文部省科学研究費補助金について、平成元年度から6年度までの一般教育採択件数／一般教育申請件数／全学申請件数は、重点領域研究 1／1／1、一般研究B 0／0／3、一般研究C 1／4／22、奨励研究 1／4／35 である。本学4学科、1センター、一般教育を合計した6で割ると、一般教育系からの科学研究費の申請は学科平均をやや上回る程度であり、今後申請件数をさらに増加させるよう努力することが必要である。奨励研究の申請件数が少ないので、一般教育系教官に対象となる若い研究者数が他学科と比較して少ないためと思われる。一方、教育研究学内特別経費、学内特定研究の採択状況の平成3～6年度のデータを、一般教育採択件数／一般教育申請件数／全採択数で示すと、教育研究学内特別経費が3／8／21、特定研究経費が1／2／13であり、他学科の採択件数に比べてやや少ない。一般教育系では教官一人一人の研究分野が大幅に異なり、また他の学科やセンター所属の教官とも研究分野を異にするため、共同研究が難しいことが最大の原因であり、

研究費の申請条件を一般教育系教官に不利のないような内容にして機会の公平化を図るべきである。

どの学科、系でも研究費が十分に足りているとは思わないが、一般教育系は、分野があまりにも違いすぎて施設や図書を共同利用することが困難であること、特に自然科学系や保健体育系では機器や試薬などを必要とし、文科系の実験系よりも多くの研究費が必要であること、一般教育に所属しているため科学的研究費や企業の研究費が取得しづらい状況にあること等の特殊性を考慮に入れた予算配分をしてもらいたいとの希望が大きい。

以上、一般教育系では専門分野が広大なため統一的な傾向は述べられないが、概して自然、保健体育に属する教官は研究費が著しく不足しており、人文科学系の教官は現在の配分額で不足を訴えながら何とかやりくりして研究を続けているのが現状である。

## 5. 研究の国内・国際交流の機会

交流の機会が、必要な範囲内ではほぼ充足しているとするものは、一般教育系の教官の約30%にすぎない。そのほかの70%は、この機会が非常に少ないとと思っている。その理由は旅費の不足をあげる者が多く、必要な場合には持ち出しをしてでも交流を図っている。しかし、国際的な交流には大きな負担となる。また、近隣に同じ分野の研究者が少ないので、公務が妨げになっているなどの理由もあげられている。

外国への出張については、本学の国際交流基金を利用できる場合もあるが、在外研究の機会が少ない。また、スタッフが不足しているために、授業をカバーすることが困難であることが多い。

文部省在外研究員の頻度はこの10年間で、本学全体で23名のうち、一般教育系からは僅かに1名であり、15年間にさかのぼっても27名中3名であった。また、本学の後援会からの海外補助金による派遣は、22名中1名で同じように非常に少ない。平成元年度からはまったく無く、上記の認識が裏づけられている。今後、このような状況ができるだけ是正されることが望ましい。

## 6. 学内研究施設の問題点

ここでの項目は、研究費・補助費などの項目と関連があるが、重複しないように、施設に関してのみ触れることとする。

研究を進めるための施設に関しては、実験系・非実験系共に大部分の教官が施設の充実拡充を求めている。実験系の教官（自然科学・体育）は、施設の不十分さによって研究及び教育が思うように行うことができないと感じている。また図書に関しても十分でないと感じている。非実験

系の教官は、主に文献研究であるところから、施設に関しては、図書に関する不便が主な問題点となっている。ただし、講義形式以外の教育を研究の場として模索しようとしている教官は、視聴覚室と視聴覚施設等の必要性を感じている。

研究のための情報に関しては、大学の地理的状況や施設の状況（図書館等を含む）から、日常的に十分で確実な情報収集が可能と考えている教官はいない。

今後必要とされる施設に関しては、以下のものが出来ている。体育教官は、特に基礎研究・応用研究をする実験室の新設を、そして築30年を迎える体育館の改築を要望している。自然科学系の教官は、研究と教育のためのある程度の実験設備等が必要であると感じている。

実験系・非実験系ともに図書館の図書の充実、及び文献収集のための図書館サービスの拡充を望んでいる。また、パソコンの端末を使って文献や研究などに関する情報収集ができるようなシステムの創設を希望している。

人的要因に関する要望は、幾つかのレベルから出されている。その1つは、研究スタッフの補充を望むものである。これは、体育系及び商業教員養成課程から出ている。商業教員養成課程に関しては、教職科目の内容が多岐にわたることから、現行の人員では非常勤で補うことを考えて、非専門の科目を担当せざるを得ない状況にあるということである。次に研究や実験の助手の必要性を感じているのは、自然科学系と体育系の教官である。とりわけ教育上の負担が大きいことが、必要理由として挙げられている。これとは別に、一般教育系のための事務官が必要であると感じている教官は、実験系・非実験系双方にいた。最後に、これは施設の問題と関連するが、司書の資格を有する図書館のスタッフの増員を求める声が多かった。

## 7. 上記以外の研究遂行上の阻害要因について

研究費や施設上の問題以外に出された意見は余り多くなかったが、以下の意見がある。仕事とその責任の分散負担が求められている。負担が個人に集中しないようにという要望である。同様のものとしては、会議の多さが研究の阻害要因として出されている。この他には、洋書を公費で買う場合、流通経路を工夫することによって、時間と経費を節約する方策を見いだすべきであるという意見がある。

## 8. 研究業績の評価

一般教育系は所属している研究者が、文科系、社会科学系、自然科学系、保健体育系など広い分野にまたがっており、各々の専門分野の研究業績をお互いに評価をすること自体困難であると

思われる。また、各学科、センターとも専門領域が離れすぎており、学内的な研究業績の評価は難しい。従って、一般教育系の研究業績は、各教官が属する学会、研究会等の中での評価が中心となる。そのためほとんどの教官が、自身の研究業績を評価するところは自分の所属している学会であると答えている。学会での評価は、投稿論文や研究発表、雑誌への投稿等によって行われており、その評価は適切であると判断している教官がほとんどである。

研究費配分問題に伴い、活発に研究を行っている教官に研究費配分を手厚くすべきであるという意見もしばしば聞かれるが、そうなるとその教官に対するある程度の当該年度の研究業績の評価が必要となろう。本学では教官の研究発表会やゼミ生の卒業研究発表会がないが、これらを行って全学の教官の研究活動をさらに盛り上げる努力が必要であるとの意見もある。

## 9. 研究の教育への還元

一般教育科目の目的は、専門の準備のための基礎教育を施すことのほか、学生に、必ずしも専門には結びつかないと思われる一般的な「教養」を身につけさせることにあり、またその対象学生は、原則として1、2年次生に限られている。こういった趣旨からすれば、担当教官が授業の場で自分の専門研究の成果をそのまま活用できる機会は概して少なく、したがって、各教官の従事する研究活動と教育活動との間には、大きな距離が生じることになりやすい。しかし、一般教育系に所属する教官の大半は、この点は十分認めながらも、研究の教育への還元にはむしろ意欲的である。通年授業のうちの少なくとも数回は、自分自身の現在の専門的関心、最近の研究成果、等を紹介することに充てている。もちろん、その際には、あくまでこれらを噛み砕いて平易な言葉で説明することに意が払われている。そういう授業方針をとる理由としては、ほぼ以下の四点が指摘された。

- ① 一般教育の理念の上からも、「幅広く深い教養」が肝要であり、教官の特定の研究領域に関心をもたせることも、学生にとっては決して無用でない。
- ② 現代社会においては、他分野に対する幾分かの理解や、専門性の枠を超えた広い視野からの問題提起が不可欠であり、その意味からも、一般教育科目の意義が認められる。
- ③ 教育とは、単に文字どおり「教育」であるにはとどまらず、同時に研究へのフィードバックの場でもある。そうであるとすると、「研究の教育への還元」ということがあるばかりでなく、「教育の研究への還元」ということもまたあってよい。（例えば、学生の意見や着眼点によって教官自身が啓発される、専門的な内容を平易な言葉で説明しようとする努力は教官自身の理解力を向上させる、授業のための準備作業は、教官自身の問題関心の拡大や、手持ちの資料の増大といった効果をもたらす、等。）
- ④ 特に保健体育系の場合では、研究そのものが健康の維持および促進という実用的な目的と

直結しているため、研究と教育とを分けて考えることはむしろ不自然である。研究テーマを設定する段階から、すでに社会の要請や教育的効果ということが念頭に置かれることもある。

## 7. 言語センター

### 1. 大学・学科の理念・目的と研究課題の関連性

言語センター構成員である20数名の教官はそれぞれ個別の研究課題を持っており、それが必ずしも大学・学科の理念・目的と関連するとは限らない。しかし大学の理念に謳われている「豊かな国際的教養人」を育成すべく、言語センターは異文化コミュニケーションを共通の研究課題に掲げ、外国語教育における諸問題、とりわけコミュニケーション・ギャップ発生に関する言語・文化的背景の研究とその解明に基づいた教授法の開発に取り組んでいる。外国語科目について最低2言語20単位以上選択必修という制度は上に掲げた理念を実現するためにあるが、本センターの共同研究の進捗と成果の検証を容易にする効果も持っており、将来的には真に「総合的な外国語によるコミュニケーション能力」を持った学生の誕生を制度的に保証するものもある。

### 2. 研究会、共同研究などの学内・外交流

言語センターには外国語教育研究会があり、語系をこえて教育方法の研究を行っている。さらに、卒業生を含めた教職研究会では英語と商業科について教育の理論と実践を統合する研究を行っている。また、一般教育とともに東北・北海道地区一般教育研究会が毎年開かれ、各大学の現状と課題およびそれに対応した教育方法の研究がなされている。なお個人レベルでの実情は個人の自己評価に委ねるべきと考える。

### 3. 研究成果の公表

学内には研究紀要である「人文研究」と言語センター広報である *Language Studies*があり、さらに学外には各専門分野ごとに学会誌や研究機関誌があるので、機会としては不十分とは言えない。公表の活発さについては研究分野によってその尺度が異なるため、いちがいに数のみで判断できないが、けっして他の類似の機関に比して質量ともひけを取っているとは思われない。

### 4. 研究費・補助費の調達、配分状況（学内・学外）

言語センター所属の教官は言語、文学系の研究に携わっているため、応用言語部門以外すべて非実験講座扱いである。しかし近年のコンピューターの普及を受けてコンピューター支援ラボが

設置されるなど、語学教育については従来型の研究だけでは対応しきれなくなっていることは否定しがたい事実である。ことは語学教育研究だけではなく、文学研究においてさえデータベースの構築と利用が大きく進んでおり、やはり従来型の文献入手を中心とした研究費の理念では対応しきれなくなってきたている。

学外からの研究費・補助費の獲得については、科研費しかないのが残念ながら現状であり、その科研費についても言語・文学系では配分を受ける機会が他系に比べてかなり低いことも事実として認識しておかねばならないであろう。

## 5. 研究の国内・国際交流の機会

機会は求めれば無数にあると言って過言ではないが、実現するには本学後援会基金あたりしか手だてではなく、研究旅費も学会出張すれば残りは東京出張一回がやっとである。したがって意欲ある教官は、科研費の共同研究等の配分がない限り、自費でもって国内・国際交流に加わらざるを得ない。こうした現状はある意味で交流の機会を奪っていると言っても過言ではない。

## 6. 学内研究施設の利用

本学の図書館には言語センター教官が利用しうる文献・資料が乏しい。研究費の慢性的不足の結果ではあるが、商科大学図書館としてはある意味ではやむを得ない傾向かも知れず、これからも本学図書館が多様な分野の文献・資料を網羅的に保有することは無理であろうし、無駄かも知れない。むしろマルチメディアセンターのようなものを充実させて、国内外の資料や情報を容易に利用することができるようすべきである。

## 7. 研究業績の評価

- a. 本センターは機関として所属教官の業績を評価することはしていないし、これからも行う予定はない。同じセンター所属とはいえ互いの専門分野の隔たりが大きいためである。
- b. それぞれの分野における評価は自ずと聞こえてくるものであり、またそれがある意味ではもっとも確かだとも言える。それで十分かどうかは学問全体の問題に関わることではないだろうか。なお、つけ加えて言えば数値化万能は本センターとは相容れない理念である。

## 8. 研究の教育への還元

文学や言語学、コミュニケーション理論等、各教官の専門的研究をふまえて教育にあたっていすることは言うまでもない。しかし言語教育にあっては近年教授法の進歩が目覚ましく、単に個人の研究の反映だけでは教育実践において不十分になる恐れがある。さらにはコンピューター利用など新たな対応も要求されてきている。組織としてはこうした流れに十分対応すべく環境整備につとめて行かねばならないだろう。